

議案第46号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

清水町長 阿部 一 男

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

27 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に22.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。